

○河北郡市広域事務組合一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

制定	平成16年3月1日	規則第6号
改正	平成17年4月1日	規則第7号
	平成18年4月1日	規則第6号
	平成19年3月30日	規則第9号
	平成23年4月1日	規則第4号

(目的)

**第1条** この規則は、河北郡市広域事務組合一般職の職員の給与に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第17号）第2条において準用する津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号。以下「条例」という。）第4条の規定により定められた津幡町一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和39年津幡町条例第15号。以下「規則」という。）を準用する。

(級別職務の分類)

**第2条** 条例第3条第3項に規定する給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、規則の規定にかかわらず級別職務分類表（別表）においてこれを定める。

**附 則**

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則**（平成17年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 級別職務分類表

## 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1級	主事及び技師の職務
2級	高度な知識又は経験を有する主事及び技師の職務
3級	所長補佐、係長及び主査の職務
4級	1 所長、課長補佐、室長及び館長の職務 2 高度の知識又は経験を有する所長補佐及び係長の職務
5級	1 課長の職務 2 次長の職務 3 高度の知識又は経験を有する所長の職務
6級	1 局長の職務 2 会計管理者の職務 3 高度の知識又は経験を有する課長及び次長の職務
7級	1 高度の知識又は経験を有する局長の職務 2 高度の知識又は経験を有する会計管理者の職務